

## 平成18年度以降の定員管理について

平成17年10月4日  
閣議決定

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）及び今後の行政改革の方針（平成16年12月24日閣議決定）に基づき、下記の方針により平成18年度以降の定員管理を行うものとする。

## 記

- 1 内閣の機関及び各府省（以下「各府省」という。）の国家公務員（自衛官を除く。以下同じ。）については、行政需要の変化に対応したメリハリのある定員配置を実現するため、府省内はもとより、府省を越えた定員の大胆な再配置を進めるとともに、政府全体を通じた一層の純減の確保に取り組むものとする。
- 2 各府省の国家公務員については、地方支分部局等の事務・事業の抜本的見直し、情報通信技術の活用等の取組を通じて、平成17年度から平成21年度までの5年間に平成16年度末定員の10%以上を合理化することとし、平成18年度から平成21年度までの間（以下「計画期間」という。）に、以下により、定員合理化を実施するものとする。
  - （1）各府省の計画期間中の合理化目標数は、別表のとおりとする。
  - （2）独立行政法人への移行により定員が減少する府省については、別表に定める当該府省の合理化目標数のうち移行時点で未実施の合理化目標数から、移行した部門に係る合理化目標数を控除したものの（総務大臣が当該府省の長と協議の上で定めるもの）を新たな合理化目標数とする。
  - （3）各府省は、計画期間の各年度において、別表に定める合理化目標数の1/4の員数の定員を合理化するものとし、(2)により合理化目標数を減じた場合は、新たな合理化目標数を残存年度の数で除した員数の定員を合理化するものとする。ただし、この方法によれば、特別の事情により定員合理化目標の達成に支障を来す場合においては、各府省の長は、総務大臣と協議の上、実施の方法を定めるものとする。
  - （4）別表に掲げる定員合理化目標とは別に、計画期間を通じて、事務・事業の見直しの進展に応じ、定員の合理化に努めるものとする。
  - （5）各府省の長は、計画期間において、引き続き、各四半期末における欠員の状況を翌月末日までに総務大臣に報告するものとする。
- 3 各府省の国家公務員の定員管理の円滑化に資するため、府省間配置転換の一層の推進に努めるものとする。
- 4 公庫等の職員についても、経営の実態に応じ、上記2に準じて措置するものとする。

## 別 表

府 省 名	平成17年度末定員	合理化目標数
内 閣 の 機 関	742	31
内 閣 府	2,362	181
宮 内 庁	1,077	59
公正取引委員会	706	44
国家公安委員会	7,501	481
防 衛 庁	23,524	1,993
金 融 庁	1,294	72
総 務 省	5,210	442
公害等調整委員会	38	2
法 務 省	51,317	3,723
外 務 省	5,428	449
財 務 省	71,288	5,180
文 部 科 学 省	2,200	182
厚 生 労 働 省	55,319	5,698
農 林 水 産 省	30,109	3,129
経 済 産 業 省	8,548	649
国 土 交 通 省	63,630	5,289
環 境 省	1,134	77
合 計	331,427	27,681

(注) 内閣府の数は宮内庁及び外局に係る数を除いたもの、総務省の数は公害等調整委員会に係る数を除いたものである。